

(公 印 刷 込)  
健福第607-4号  
平成25年9月13日

各社会福祉法人理事長  
各社会福祉事業等の事業者 } 様



群馬県健康福祉部長 片野 清明  
(健康福祉課)  
(監査指導課)  
(介護高齢課)  
(子育て支援課)  
(障害政策課)

### 社会福祉施設等における事故等及び虐待の防止について（通知）

本県の社会福祉行政の推進につきましては、平素より格別の御配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、社会福祉施設等における事故防止等の徹底については、平成18年4月25日付け「社会福祉施設等における事故防止等の徹底について」（群馬県理事）により通知しているところです。

事故等の防止及び事故等が発生した際に適切な対応に努めることは、福祉サービスを提供する上で大変重要であります。

今般、事故等に対するリスクマネジメントを行う上での留意点及び事故等が発生した場合の県等への報告について、改めて通知しますので、今後は本通知に沿った取扱いを行っていただくようお願いいたします。

なお、本通知の発出に伴い、平成18年4月25日付け「社会福祉施設等における事故防止等の徹底について」（群馬県理事）は廃止することとしますので、御承知おきください。

事務担当			
健康福祉課	地域福祉係		TEL 027-226-2518
	保護係		TEL 027-226-2521
監査指導課	高齢者施設・医療監査係		TEL 027-226-2553
	障害者・児童施設監査係		TEL 027-226-2554
介護高齢課	居宅サービス監査係		TEL 027-226-2556
	福祉施設係		TEL 027-226-2569
	保健・居住施設係		TEL 027-226-2566
子育て支援課	居宅サービス係		TEL 027-226-2574
	子育て支援係		TEL 027-226-2622
	家庭福祉係		TEL 027-226-2628
	保育係		TEL 027-226-2626
障害政策課	地域生活支援係		TEL 027-226-2638
	施設利用支援係		TEL 027-226-2632
	発達支援係		TEL 027-898-2648

(別紙)

## 社会福祉施設等における事故等及び虐待の防止について

### 1 事故等の防止

社会福祉施設等において、事故等が発生した場合に適切かつ迅速な対応を取ることは、福祉サービスを提供するにあたり大変重要である。

また、事故等の発生要因や再発防止策を検討することにより、以後の事故等の発生を未然に防止し、利用者に対するサービスの質の向上及び運営の適正化を図るよう努めなければならない。

#### (1) 用語の定義

本通知において、事故等とは、事故及び重大な問題をいう。

ア 事故とは、福祉サービスの全過程において発生するすべての人身事故で身体的被害及び精神的被害が生じたものをいう。

なお、社会福祉施設等の過誤、過失は問わないものとする。

イ 重大な問題とは、福祉サービスの全過程において、事故以外で行政機関と連携して対応すべき問題をいう。

#### (2) 事故等発生の防止

社会福祉施設等の施設長等は、次の点に留意し事故発生の防止のための体制を整備するとともに、職員等に対して必要な指揮命令を行うこと。

また、重大な問題の発生防止についても、これに準じた対応を行うこと。

ア 「事故発生の防止のための指針」及び「事故対応マニュアル」をあらかじめ作成し、職員等に周知すること。

イ 事故発生の防止のための委員会（以下「事故防止検討委員会」という）等を設置し、定期的に開催するよう努めること。

なお、介護保険施設においては必置であるため、必ず設置すること。

ウ 職員等に対する事故発生の防止のための研修等を定期的に行うこと。

エ 施設内で発生した事故、事故には至らなかったが事故が発生しそうになったもの（ヒヤリハット事例）及び現状を放置しておくと事故に結びつく可能性が高いものについて、事故防止検討委員会や職員研修等において、事例を集計・分析し、防止策を検討すること。また、その検証結果について職員等に周知徹底すること。

#### (3) 事故等発生時の対応

社会福祉施設等の施設長等は、事故が発生した場合は、以下の点に留意し、速やかに事故対応マニュアルに基づき、適切な措置を講じること。

また、重大な問題が発生した場合も、これに準じた対応を行うこと。

ア 救命救急措置等の対応を適切に行うこと。

イ 事故発生後、速やかに、被害を受けた利用者及び家族等（以下「利用者等」という）に対して、適切かつ速やかに事故概要及び状況説明等を行うこと。

ウ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

エ 賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うこと。

### 2 事故等が発生した場合の報告

社会福祉施設等において、事故等が発生した場合は、関係法令・通知に基づき行政機関等へ報告するとともに、県へも報告すること。

なお、県への報告については、以下の（1）及び（2）の取扱いにより行うこと。

中核市所管の施設においては、中核市における事故の報告等についての定めに従って中核市へ報告を行うこと。

報告には利用者等の個人情報が含まれるため、その取扱いに十分注意すること。

### (1) 県への報告範囲等

- ア 利用者の負傷又は死亡事故その他重大な人身事故が発生した場合
  - ① 利用者の死亡事故
  - ② 利用者の骨折又は打撲・裂傷等で医療機関への入院・通院を要した場合  
打撲・裂傷等の事故について、保育所・放課後児童クラブ・被措置児童入所施設等（障害関係施設除く）にあっては、全治3週間以上のものを対象とする
  - ③ 利用者が病気で死亡した場合であっても、死因等で疑義が生じる恐れがある場合又は家族との間に問題が生じる可能性がある場合
- イ 利用者の失そうや不法行為等が発生した場合
  - ① 利用者の失そう・行方不明（警察へ捜索願を提出した場合等）
  - ② 利用者の不法行為（犯罪行為として警察へ届け出たもの等）
- ウ 職員等の法令違反及び不祥事等が発生した場合
  - ① 利用者からの預かり金横領等、利用者の処遇に影響を及ぼす場合
  - ② 個人情報の流出や紛失等
  - ③ 職員等が逮捕された場合等
- エ その他報告が必要と認められる場合
  - ① 感染症・食中毒の発生（1類から4類の感染症で医師が届出た場合及び5類の感染症で施設長等が保健所に報告した場合）
  - ② 火災（消防機関に出動を要請した場合）
  - ③ テレビ・新聞等で報道される可能性がある場合
  - ④ その他の重大な問題が発生した場合

### (2) 県への報告の時期及び手続きについて

- ア 事故等発生直後
  - 県へ報告すべき事故等が発生した場合、原則として、発生後直ちに電話又はファクシミリ等により概要を報告すること。  
ただし、(1)ア②については、施設長等の判断により、直後の報告を省略することができる。  
なお、報告後、必要に応じて、隨時経過報告を行うこと。
- イ 事故等発生後30日以内の報告
  - 事故等の発生後30日以内に事故報告書（別添参考様式）を作成し、県へ報告すること。  
様式は別途法令・通知等で定められている場合はその様式を用いること。また、（別添参考様式）と同様の内容が記載されている他の様式を用いてもよい。  
なお、事故等発生後の対応に30日以上要する場合については、30日以内に中間の事故報告書を提出し、事故等の発生要因及び再発防止策の検討が終了した時点で、事故報告書を再提出すること。  
また、(1)イ、ウ及びエについては、（別添参考様式）によらず、事故等の概要や対応等についてまとめた報告書を作成すること

### (3) 警察への届出

- 事故が発生した場合に適切な対応を行うために、事故対応マニュアルにおいて、警察への届出を行うことについても記載するよう努めること。  
なお、警察への届出を行う事故は、概ね以下の場合が想定される。
- ア 職員等による虐待が疑われる場合
- イ 事件性の疑いのあるもの
- ウ 利用者同士の間に生じた重大な事故で医療機関への入院・通院等を要した場合
- エ その他、事故後に利用者等とトラブルになる恐れのある場合等

### 3 虐待の防止

#### (1) 社会福祉施設等における虐待防止体制の整備

虐待は、不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれる状態などさまざまなケースがあるが、いずれも人権の重大な侵害であり、絶対に許されるものではない。

社会福祉施設等の施設長等は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」及び「児童福祉法」の趣旨にのっとり、虐待防止のための体制を整備しなければならない。

ア 虐待を未然に防止するため、職員等の人権意識、知識や技術の向上をはかるための研修を実施するよう努めるとともに、関係法令等を職員等に周知徹底すること。

イ 利用者等からの苦情の処理の体制を整備し、虐待の防止のための措置を講ずること。

ウ あらゆる機会を通じて虐待の早期発見に努めること。

#### (2) 虐待にあたる行為

虐待とは、以下のものとされている。

ア 暴行や身体拘束などの身体的虐待

イ わいせつな行為をすること又はさせることなどの性的虐待

ウ 暴言や拒絶的な態度などの心理的虐待

エ 著しい減食又は長時間の放置などの養護（又は養育）の放棄

オ 財産を不当に処分することや不当に財産上の利益を得ることなどの経済的虐待

#### (3) 虐待発生時の対応

ア 万が一、虐待が発生した場合は、関係法令の規定により、速やかに市町村、県及び関係機関等へ通報すること。

イ 虐待が発生した際には、その原因を究明・分析し、再発防止策を講じること。

ウ 被措置児童等に対する虐待が発生した場合には、「群馬県被措置児童等虐待対応要領」に基づき、関係機関と連携して迅速に措置を講ずること。